

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第20号

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市母子保健法施行細則（平成25年瀬戸市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
被措置児の属する世帯の階層 区分	徴収基準 月額	徴収基準 加算月額	被措置児の属する世帯の階層 区分	徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
<省略>			<省略>		
備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、 <u>D₁階層からD₁₅階層までの区分</u> における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額（ただし、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）をいう。		備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、 <u>D₁～D₁₅階層</u> における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額（ただし、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）をいう。	
	2から7まで <省略>			2から7まで <省略>	
			8	次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。この場合において、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額。1月	

から6月までの間の利用においては、前々
年とする。以下同じ。)が同法第295条
第1項第2号の規定に該当するときは市町
村民税非課税として取り扱い、市町村民税
非課税として取り扱う者以外の者について
は、備考第1項における所得割の額を計算
する場合には、地方税法第314条の2第
1項に規定する総所得金額、退職所得金額
又は山林所得金額の合計額から第1号又は
第3号に該当するときは26万円を、第2
号に該当するときは30万円を控除するも
のとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であ
って、現に婚姻をしていないもののうち
、扶養親族その他その者と生計を一にす
る子(前年の所得が所得税法(昭和40
年法律第33号)第86条第1項の規定
により控除される額(以下「基礎控除額
」という。)以下である子(他の者の同
一生計配偶者又は扶養親族である者を除
く。以下同じ。))を有するもの(次号
に掲げる者を除く。)

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族であ
る子を有し、かつ、前年の所得が500
万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であ
って、現に婚姻をしていないもののうち
、その者と生計を一にする子(前年の所
得が基礎控除額以下である子)を有し、
前年の所得が500万円以下であるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。